

(2020年7月27日講演)

## 6. 「森林経営管理制度の取組状況について」

林野庁 森林整備部 森林利用課 森林集積推進室 安高志穂氏

今日はよろしくお願ひする。白石先生をはじめ研究会の皆様には、私ども林野庁に森林経営管理制度の話をする場を頂いたこと、まずもって心より感謝申し上げます。ありがとうございます。当初3月に研究会に呼んでもらっていたが、コロナの関係で延期になったということで、また再度こうやって声を掛けてもらったこと、コロナ禍にあって、大変幸せなことだと思っている。重ねて御礼申し上げます。ありがとうございます。

早速であるが、本日は「森林経営管理制度の取組状況について」ということで話をさせてもらう。内容は大きく3つの柱立てになっており、1本目は、皆様承知かもしれないが森林経営管理制度の仕組みについてさらっと話をさせてもらう。2本目は、この制度がスタートしてちょうど1年が過ぎたところであるが、市町村の取組状況のデータの的などところを取りまとめたので、紹介する。最後、3本目の柱であるが、昨年4月に森林経営管理制度と森林環境譲与税のスタートに合わせて林野庁に新たに森林集積推進室が設置され、その室長として私、昨年4月に着任した。私を含めて今7人の室員がおり、大変活きのいい、血の気の多い、熱い室員たちが市町村の林務担当者の方たちの支援に、この制度に前向きに取り組んでもらえるようにと日々奮闘している。市町村の担当者向けの説明会に年間100回程度、我々室員が手分けして全国各地を飛び回っている。そのような中で、市町村のご担当者の方々から寄せられる課題と、それに対して実際対応しておられる市町村の具体的な取組事例も交えながら、課題とその対応状況を紹介したいと思うのでよろしくお願ひする。

早速であるが、資料P1をご覧願ひ。これまでの研究会でも、たしか最初の研究会での白石先生の資料でもこちらのポンチ絵を使ってもらっているし、ほかの委員にもこちらのポンチ絵を使ってもらっているので、本日はポイントとして1点話をさせてもらいたいと思う。注目してもらいたいのは、「新たな制度を追加」というところである。これまでは森林所有者が自ら森林の経営管理をされたり、また、森林所有者が森林組合や事業体に委託して経営管理をされるといった自発的な取組、民民の取組に、林野庁は補助金での支援、そのほか融資、税制優遇といった支援を行ってきた。こういったことを通じて、冒頭にもあるが、林業経営の効率化、森林の管理の適正化を図っていくことを進めてきた。もちろん、こういった取組は今後も引き続き支援させてもらうし、むしろ本来はこういった森林所有者が自ら取り組んでもらう自発的な取組、そして民民の取組を進めていくことが第一義と考えているが、こういった自発的な取組や民民の取組だけではもう森林の整備が進まなくなってしまった現状がある。そういった状況を打開する仕組みとして、この森林経営管理法ができて、この中央部にあるように市町村の方に仲介役となってもらって森林所有者と森林整備

の担い手をつなぐ仕組み、森林経営管理制度を創設した。したがって、我々が説明会に行っても申し上げるのだが、こういったこれまでの取組で森林の管理が適正に進むのであれば、これまでの取組をどんどん進めてほしい。それだけでは森林の適正な管理というものができないといった場合についてはこの制度を使ってもらおうということで、あくまで最終目標は、上の囲みのところにあるように森林の管理の適正化が進むということであるので、各市町村の地域の森林の管理の適正化の一ツールとしてこの森林経営管理制度を活用してほしいと説明している。したがって、例えば、意向調査をした結果、集約できそうな森林がある程度まとまったような場合については、集積計画を作らなくても、その集約化できそうなところ、まとめられそうなところについて森林所有者の同意を得られれば、事業体に森林経営計画を作ってもらおうようにあっせんをしていくのでもいいと助言している。

資料 P2 をご覧ください。こちらは制度導入の背景になったいろいろなデータである。手入れ不足の人工林がある、不在村者保有森林の割合等、こちらは皆様よく目にしておられるデータだと思うので一つ一つ詳細な説明はしないが、1点だけ。今日の後半の話にも関わってくる、右下にあるデータである。こちらは国土交通省のデータで、地籍調査を行う場合、まず登記簿の情報から土地所有者の所在を確認して探していくということをするが、その際に登記簿情報だけではその所在が確認できなかった筆数の割合である。林地の場合は、ここにあるように 28.2%が登記簿情報では確認できないような状況になっている。実はこれにはまだデータがあり、登記簿情報で見つからなかった場合は登記簿情報以外で所有者を見つけていく作業、いわゆる探索に進んでいくのだが、それでも所在が確認できない割合が林地の場合 0.65%というデータがある。これは言い換えれば、探索をすれば 99.35%の所有者は所在が判明するということである。だいぶ見つかるではないかと思うかもしれないが、この探索が非常に手間になっているのが現状である。

資料 P3 をご覧ください。こちらは P1 のポンチ絵に、もう少し森林経営管理法に基づく権利関係や計画等を書き込んだポンチ絵である。今回特にこのポンチ絵でスポットを当てて説明したいのが、ここにある意向調査である。我々は市町村の皆様に、まずはこの意向調査に着手してほしいとお願いしている。理由は 2 つあり、1 点目は、森林経営管理制度を市町村が進めるに当たって、この意向調査が最初のステップになるということである。これなしには市町村が森林所有者から委託を受けられないということで、最初のステップであるからまずはやってみましょうということが 1 点目。2 点目としては、これは管内の市町村のそれぞれの森林所有者の意向という基礎的な情報をまずは把握するという点で非常に重要だということである。この森林経営管理制度のスタートをきっかけに森林のマスタープランを作る、ゾーニングをするといったような計画作りを始める市町村もあるが、それを実際に現場で森林整備していこうと動かすときに、当然ながら結局森林所有者の同意がなければ、間伐をしたり、勝手に伐ることはできない。皆様ご承知のとおり森林所有者が立木竹の所有者で、その方たちの同意なしに進めることができないということで、この意向調査によって森林所有者が実際にどなたで、どこに住まわれているのかについてまず知り、その森林所有

者が持たれている森林を今後どのようにしていくのか、管内の森林所有者の意向を把握するという意味で非常に重要であるということで、この意向調査にとにかくまず取り組んでほしいというお願いをしている。そして、意向調査をした後に経営管理権集積計画を市町村に作ってもらって、経営管理権というものが設定される。市町村が林業経営者に再委託する場合は、経営管理実施権配分計画を作り、再委託する。もしくは再委託をせずに市町村自ら市町村森林経営管理事業ということで間伐等を進めてもらうという流れになっている。このような各ステージでの取組状況、これはまた後ほどデータで紹介させていただく。

資料 P4 をご覧ください。この制度の対象とすべき森林の基本的考え方であるが、民有林が対象である。森林のすべてを意向調査の対象にするのかという質問があるが、森林のすべてを意向調査するわけではない。民有林で、そのうち私有林であり、そのうち人が手を入れていかななくてはいけない、間伐等をしていかななくてはいけない人工林を対象にして、かつその中でも経営管理がされていない恐れのある森林、手を入れる必要がある森林、これが制度の対象となる森林である。

この意向調査、森林経営管理法に基づく意向調査と言うためには施行規則で定められている 3 点を満たす必要がある。資料 P5 である。まず 1 点目は、集積計画の対象森林についての経営管理の現況である。この現況については、具体的にどのようなことを意向調査上聞くのか、こちらのほうに例としてあるが、お持ちの山林について現在どのように管理や整備をされているのか、過去 10 年以内に間伐の整備をしたかといったような質問項目である。2 点目、これは意向調査の中でも肝になる部分であるが、集積計画の対象森林についての経営管理の見通しを聞くことになっている。例としてお持ちの山林の今後の経営管理についてどのように考えているのかという選択肢としてこの 3 つは設けてほしいという助言をしており、まず 1 つ目は自ら経営や管理をしたい、2 つ目は自分で森林組合や事業体等の委託先を探して経営管理を委託していく、3 つ目は市町村に経営や管理を委ねることを検討したい、意向調査票上こういった選択肢を選ぶように作ってほしいと助言している。3 点目、その他参考となるべき事項であるが、これについては意向調査票に記載した山林はあなたの所有森林で間違いはないかといった確認等々をしてもらうといったような内容になっている。

資料 P6 をご覧ください。こちらは森林経営管理制度の取組状況ということで、ここから 2 本目の柱である市町村の取組状況をステージごとにデータ的な取りまとめをしたもので報告をさせてもらう。これは意向調査の取組状況。令和元年度中の実施見込みということで、今年の 1 月時点で市町村の皆様に取り組みをした実施見込みのデータである点に留意してもらいたい。我々がまず意向調査を進めてほしいとお願いしているということで、制度推進のバロメーターになるような数字と思っている。意向調査については、この冒頭のところにも書いてあるように、令和元年度中に私有林人工林のある市町村の約 3 割で計 10 万ヘクタール超の実施見込みとなっている。これをどう評価するのかであるが、まずこの市町村数約 3 割についてであるが、今わが国に 1,741 市町村ある。その中でここにもあるとおり、私有林人工林がある市町村が 1,592 ある。この 1,592 のうちの約 3 割が令和元年度中に意向調査

をまずは実施すると言っている。林野庁としては制度開始から 5 年間で私有林人工林を有している 1,592 全市町村で森林経営管理制度の下での意向調査にとりあえず着手してもらいたいと考えている。したがって、初年度で約 3 割というのは、初年度としてはほぼ想定内というか、皆さんよくやってくれたと評価しても良いのではないかと考えている。

もう 1 点、この意向調査の面積 10 万ヘクタール超であるが、こちらは林野庁としては各市町村に、各市町村内の意向調査を間伐の周期も踏まえて大体 15 年間で市町村の管内を一巡できるように計画的に進めていってほしいとお願いしているところである。今わが国の私有林人工林面積は約 660 万ヘクタールである。そのうち約 3 分の 1 が、森林経営計画が策定されたりして経営管理が一定なされていると考えている。すなわち経営管理がなされていない森林が約 440 万ヘクタールと想定される。この 440 万ヘクタールを 15 年間で一巡するとすると、ざくっと平均すると年間 29 万ヘクタールぐらいずつ意向調査をしていくことになろうかと思う。初年度は意向調査の準備に終始する市町村があると想定され、実際も半数が意向調査の準備というところであるし、今後森林環境譲与税が段階的に増額し、令和元年度は 200 億円、令和 2 年度は 400 億円、令和 4 年度が 500 億円で、令和 6 年度から 600 億円の満額になるということで、その増額に合わせて調査対象面積も増加していこうと見込むと、初年度に 10 万ヘクタール超というのは、初年度としては市町村の皆様方がよくやってくれたと評価しても良いのではないかと考えている。

資料 P7 をご覧ください。こちらは参考としているが、昨年末時点で意向調査の回答状況を市町村から聞き取りしたデータの取りまとめになっている。意向調査の回答をまだ回収中という市町村もだいぶ多く、あくまでも参考値としてご覧いただきたい。ご留意願う。左側の図は意向調査を発送してその回答が返ってきた回答率を示したものになっており、大体半数以上の市町村で 5 割以上の回答を得ているということになっている。これは先ほど P2 で、地籍調査で登記簿情報では所在が分からなかった割合が 28.2%と紹介したが、意向調査をするときに林地台帳の情報の森林所有者の氏名、住所を基に発送するよう助言しているが、林地台帳の基になっているのが登記簿情報であることから、3 割は宛名不明で届かないことが想定できる場所である。3 割にはそもそも届かず、プラスお手元に届いたとしても回答してくれる率も、相当数回答してくれない場合もあるということで、この 5 割の回答というのは、個人的には非常に高い回答率かと考えている。何で高いのかというと、市町村の皆さんからいろいろ話を伺うと、まず今回初年度の意向調査は森林所有者の協力が得やすいような地区を選んで着手しているというのが大きいのではないかとという点と、回答率を向上させるために大変多くの市町村がきめ細かなフォローアップをされていて、意向調査票をもう一度再送するとか、電話で回答を促しているとか、戸別訪問をして意向調査票に回答してくれるようお願いをしているということで、相当の市町村がだいぶ丁寧なフォローをしているような状況で、こういった回答率になっているかと思う。

右側の円グラフは、回答が返ってきたうち市町村に経営管理の委託を希望したいという回答の割合を示している。先ほど意向調査票の選択肢を示したが、3 番目の市町村に委託を

希望するという回答があった割合であり、こちらも半数以上の市町村で 5 割以上の方が市町村に委託を希望したいと回答しているというデータになっている。この 2 つのデータから言えるのが、意向調査票を送った森林所有者うち 5 割の人が回答し、そのうちの 5 割の人が市町村に委託したいと言っているので、5 掛ける 5 で、意向調査を送った森林所有者のうち大体 25%の森林所有者が市町村に委託を希望したいというご意向を持っているというのが大まかな傾向として浮かび上がってくるかと思う。

資料 P8 をご覧ください。こちらは森林経営管理法では市町村からの意向調査を待たずして森林所有者自ら市町村に経営管理をしてほしい、集積計画を作ってほしいというような申出ができる仕組みがあり、森林経営管理法に申出という仕組みが規定されている。この森林所有者からの申出を受け付けた市町村の状況として、12 月末時点の状況ではあるが、11 市町で延べ 56 件、196 ヘクタールの申出があったという状況になっている。

資料 P9 をご覧ください。意向調査の結果や、今紹介した申出を踏まえて市町村が集積計画案を作成して、森林所有者の同意を得て、その集積計画を公告したという状況、すなわち市町村に経営管理権が設定された状況がこちらのデータになっている。こちらは 3 月末時点の暫定値であり 28 市町村で延べ 365 件、560 ヘクタールの集積計画が策定されているということになっている。この集積計画の公告までに至っている市町村の多くは、森林経営管理法が成立したのが一昨年、平成 30 年 5 月であるが、平成 30 年度から既に着々と準備されてきて、令和 2 年 3 月までに集積計画の公告に至っている。

資料 P10。1 つ目のマルは、市町村に経営管理権が設定された森林のうち実際に林業経営者に再委託されて、経営管理実施権配分計画が作成されたのは 2 市町で 4 件、56 ヘクタール策定されているという状況である。2 つ目のマルは、再委託せずに市町村自ら市町村森林経営管理事業を行っている状況で、こちらは 9 市町となっている。ここに 2 事例あるが、こちらは最終目標である森林整備まで令和元年度中に進んでいる事例である。左側は埼玉県秩父市の事例であり、林業経営者に再委託されて令和元年度中に搬出間伐をされているという事例である。右側は石川県志賀町の事例であり、こちらは市町村森林経営管理事業で保育間伐を令和元年度中に実施されているという事例である。

資料 P11 をご覧ください。こちらは所有者不明森林の特例措置である。森林経営管理法の中では、例えば共有林で森林所有者の一部が分からない、または所有者全員が分からないといった場合にも、市町村がここは森林の経営管理を進めなくてはいけないと判断した場合には、市町村が経営管理権を設定して、森林整備をすることができる仕組みが措置されている。このような森林で市町村に経営管理権を設定するためには、ここにあるように一定の手続きが必要となる。原則が一番上の段にあるが、2 番目のこの段、こちらが共有者の一部が不明であるという場合で、探索とあるが、政令で定められた方法で森林所有者の探索をまず行う。探索をしても所有者が見つからないという場合には、集積計画の内容等を公告することになる。このときに、この緑のところであるが、異議の申立てが 6 カ月間なければ不明の森林所有者が集積計画案に同意したとみなすことができ、市町村に経営管理権の設定がされ

る仕組みになっている。所有者全員が分からない場合はもう一つ手続が増えて、都道府県知事による裁定という手続が加わり、同じように森林所有者の同意があるとみなして経営管理権が設定されるというものになっている。現時点では、この特例措置を活用して市町村が一番右側の権利設定にまで行ったという事例はまだない。その手前の探索を行っているという状況である。

それが資料 P12 である。今探索を行っているのがこの 13 市町である。これもまた P2 で紹介したように探索を進めるとほとんどの所有者が見つかるというようなデータもあるので、探索をして公告をして経営管理権が市町村に設定されるこの特例措置が活用されるのには、まだもう少し時間がかかるような状況である。

ここから後半の、本日の話題提供は 3 本あると話したうちの 3 本目の柱である。制度が始まって 1 年経ったが、市町村の担当者の皆様から寄せられる課題と、その課題にどうやって対応していくかという示唆を得るために、実際の個別の取組事例を交えながら話をさせてもらいたいと思う。

資料 P13、オレンジ色の部分の工程表を見てもらいたい。平成 30 年 5 月に森林経営管理法が成立した。それから直ちに林野庁では、10 カ月後の平成 31 年 4 月の法律の施行に向けて、意向調査にすぐ着手できるようにと制度の説明と、事前準備をまずは進めてほしいという願いをしてきた。工程表上で行くと、令和元年度、昨年度は意向調査を実施してもらい、できれば集積計画の作成をしてほしいという願いをしていて、今年度令和 2 年度はいよいよ森林整備に着手してもらおうことと、併せて意向調査の 2 年目を並行して進めてもらうという工程を描いて、皆様方にこういった工程で進めてほしいという願いをしてきた。実際今紹介したようにもう保育間伐をしたというような市町村もあれば、今年も準備段階で終わるとような市町村もあり、さまざまなステージになっている。そして、その各ステージで示される課題はいろいろ違うというのが実感であり、その課題を下の部分にまとめているので、これらの課題に沿って話を進めていきたいと思う。

まず「住民の関心がない」という課題であるが、これに早速対応してやっておられる市町村があるので、資料 P15 から説明していきたいと思う。

こちらは秋田県大館市の事例である。ここは昨年度スタートダッシュで 8 月に意向調査をやられた。その意向調査を始める前の 6 月に、ここにもあるとおり、市内に 12 カ所ある公民館単位で座談会・説明会を行い、翌月 7 月には市の広報を出している。その中で制度の説明と、今後 20 年間かけて我が市では意向調査を順次実施していくこと、8 月に意向調査票を配るから協力をということを広報に掲載されている。ここに挙げた広報は今年の 5 月号の広報だが、今年度は 4 地区で意向調査を予定されているということで、この 4 地区を図面付きで紹介して、5 月中に意向調査票を郵送することをお知らせしている。こちらの私有林人工林面積は左下にあるが 1 万 2 千ヘクタールであるので 20 年間で一巡するという一方で、毎年 600 ヘクタールずつ意向調査を進めていくという方針を示されて、1 年目は 400 ヘクタールと少し少ないが進めておられるという取組事例である。

次の課題は、「境界が明確化していない」、これも非常によく耳にする課題で、わが町は地籍調査が進んでいないから意向調査ができないのだと、地籍調査の進捗率を理由に意向調査に着手しないているような市町村もある。

資料 P2 の左下、地籍調査の進捗率のデータを載せていたが、林地の地籍調査は 45% ということで、半分以上は地籍調査が終わっていないと、これはこれで大変深刻な課題であることは否めないのかなと思うが、地籍調査を経て筆界まできちんと特定しないと森林整備ができないということではもちろんない。市町村に経営管理権が設定されるといっても、これは所有権を移転するのではなく、あくまでも委託を受けて伐採したり造林したりすることができるという権利であり、隣接している隣同士で所有界を民民で納得して決められれば、従来進めてもらっているとおりであるが森林整備はできるということで、ぜひ地籍調査に惑わされずに境界明確化の取組をしてもらいたい。これも実際頑張っている事例があるので、資料 P17 を見てもらいたい。

これは熊本県御船町であるが、熊本市の東側、熊本市から 1 時間ぐらいのところにある町である。私有林人工林のデータを載せているが 2,500 ヘクタールぐらいである。ここは町の林業担当職員がゼロ名でなおかつ森林の地籍調査の進捗率もゼロ% という悲劇的なところであるが、この町では元森林組合の職員を 1 名、地域林政アドバイザーとして昨年 4 月の制度開始に合わせて雇用された。この方は大変馬力のある方で、意向調査の対象面積が約 2 千ヘクタールあると町では想定されているが、これを 10 年で意向調査していこうということで、令和元年度に早速 200 ヘクタールの意向調査をされたところである。ここは地籍調査が行われていないこともあり、提供してもらったこの写真、この地域林政アドバイザーと、さらに地元の精通者の方を 2 名雇用されて、境界の明確化を現場に行ける所有者の方たちと一緒に行って境界明確化を粛々と進めてもらっている。境界が分かるところをまず押さえて、その後施業履歴等から大体境界が分かるところを押さえて、地元の協力者がよく分かっておられるところを押さえて、このように GPS も持ちながら現場を回って、境界を GPS 測量しながら、杭打ちもしながら粛々と境界明確化に取り組んでいる。

資料 P18 は、少し毛色が変わったポンチ絵になる。先の国会で森林法の一部が改正されて、固定資産課税台帳の情報が市町村役場内で内部利用できるようになったという話題を紹介したい。先ほども申したが、林地台帳の森林所有者の情報を基にして意向調査票を発送しているが、この林地台帳の森林所有者の情報は登記簿、もともとある森林簿、それと森林法に基づく所有者届出制度を基にして森林所有者の氏名、住所といった情報を整備している。またこれも先ほど来申し上げているように登記簿情報は、P2 でも示したとおり 3 割は分かりやすく言えば使い物にならないということであり、したがって固定資産課税台帳の情報を使えるようにしてほしいというのが、我々が市町村の方々からよく聞く要望であった。これは、内閣府で地方自治体からの提案に基づいて規制改革をしようという取組があるのだが、その一環として先の国会で森林法の一部改正が行われた。これで何ができるようになったかであるが、市町村の固定資産課税台帳は今までも平成 24 年 4 月 1 日以降に森

林の土地所有者となった方のデータが見られたのだが、そういった期間制限がなく森林土地所有者の方の固定資産課税台帳情報が見られるようになった。市町村役場の税務部局が固定資産課税台帳の情報を持っているが、それを林務部局が利用できるようになる改正が行われたというものである。これによって、緑の四角囲みのところに書いてあるが、森林所有者の情報をより効率的に把握することが可能になり、今後市町村が林地台帳の情報の更新・修正をする、意向調査をするといった取組に円滑に取り組んでもらうことが期待される。

資料 P19 は、政府が取り組んでいる所有者不明土地問題の対策の関係資料である。この所有者不明土地問題というのは、ご承知のとおり森林だけではなく農地、宅地、土地全般で大きな課題になっており、今政府で幅広い検討が進められている。既に幾つかの重要な法改正も行われており、そのようないろいろな動きがあることを示したのがこれであるが、その中で2点ほど今日紹介させてもらおう。

まず1点目は、国土交通省の国土調査特別措置法という法律があり、こちらが先の通常国会で3月に改正されたという話題。ポイントは、この地籍調査の手続きの見直しというところ。この手続きが簡素化され、例えばこちらの現地調査は、今までは所有者の所在が分からないときには確認を得ることができないので調査自体が止まってしまうという状況だったが、法改正が行われて所有者がいない場合には公告、筆界案をこうするというのを広く知らしめると次のステップに進めるような改正が行われた。また、地籍調査の場合現地立会が必須だったが、その点も見直しがされ、所有者が遠方に住んでいるとか、急峻なところで現地立会をすることが困難という場合、現地の図面や写真を遠方の方には郵送したり、集会所で集まって皆さんに見てもらおうというようなことで、現地立会をしなくても良いような規定が設けられたところである。こういったことで少しでも地籍調査の進捗を早めようと国土交通省を中心に取り組んでいるところであるが、さらに山村部の地籍調査の迅速化もされる。林野庁では、国土交通省と連携して林地の部分の地籍調査を早く進めてもらおうということで、こういったリモートセンシングデータの活用手法や、林野庁で境界明確化にずっと取り組んでいるので、そういったデータを地籍調査に活用してもらおうことを今後連携してやっていこうとしていることを、紹介させてもらおう（資料 P20）。

資料 P21 をご覧願う。これも政府の所有者不明土地問題の動きの2点目として紹介させてもらおう。民法と不動産登記法の改正を検討している。現在法務省が所掌する法制審議会で昨年3月から精力的に検討されている。関係省庁もオブザーバーとして参加しており、私ども林野庁ももちろんであるが、農地を所掌する農林水産省の経営局や、空き地・空き家問題を所掌する国土交通省、無主物を管理する財務省の理財局、地方自治体を所掌する総務省、そういった関係省庁も一緒になってこの法制審議会で民法・不動産登記法の検討をしているところである。

その中で大きな柱立てとしては、所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、この緑の部分であるが、それともう一つ、資料 P22 になるが、所有者の不明な土地が発生してしまった、それを円滑・適正に利用できる仕組みを検討しようということで、これに関わる

民法、不動産登記法を総ざらいにして規定の検討をしているところである。この検討は森林・林業の現場としてもウエルカムな内容が多く、例えば相続登記の申請の義務化。現状では相続しても相続登記の申請は義務ではないが、今検討されている方策として、1つ目のチェックにあるように不動産を取得した相続人に相続登記、住所変更登記の申請を義務付ける方向で検討している。

あともう一つ紹介したいのは、民法の共有制度の見直しである。現状、共有物を利用するときには全員の同意が必要である。不明の方がおられるとその同意が取れないので土地の利用処分が困難になるという課題があるが、この場合には公告等の手続きをすると、残りの分かっている共有者の同意だけで土地の利用を可能にできる制度を創設しようとか、もしも不明な共有者の分の供託をすれば共有関係も解消できるといった検討をしており、共有の土地も利活用ができるようになるような改正が検討されている。民法、不動産登記法という基本法制が改正されれば、森林・林業の現場にとっても円滑に林地を活用できるということで、多くの部分は賛同できるかと思うが、若干気を付けなくてはいけない部分もあるので、そういった部分にも留意しながら検討を進めているところである。

次の課題になる。「どこから意向調査に取り組んでよいか分からない」というような課題である。これについては資料 P24 で新潟県糸魚川市の事例を紹介したいと思う。こちらでは、平成 30 年度に市内区域全域の区長等に事前調査を実施して、そこで経営管理の委託に前向きな回答を得た 2 地区を選んで意向調査の実施区域を決めたというもの。36 ヘクタールほど意向調査を実施しているが、まずはこういった小規模でいいので、地域の協力を得やすい地区、地籍調査が終わって取り組みやすいところなど、地域の事情に応じて意向調査にまずは着手してもらいたいとお願いしているところである。

資料 P25 をご覧ください。今日話途中で一番重い課題とも言える、市町村の「職員がいない」という課題である。

これは非常に多く聞かれる課題になっており、資料 P26 をご覧ください。総務省の調査によると市町村の森林・林業担当職員は、2つ目のマルにもあるとおり、3,000 人強という状況になっている。そういった中、林務を担当する職員がゼロの市町村が 4 割となっている。1人のところは 412 市町村で、体制が十分でない市町村が多いという状況になっている。また、私有林人工林が 1,000 ヘクタール以上ある市町村が 981、全市町村数では 6 割ぐらいであるが、私有林人工林面積では 97% を占める。これも市町村の職員数ゼロ人のところが 116 市町村である。1 割は職員がいないということで、先ほどの御船町もそうだ。昨年度来私たち、全国各地の説明会に伺わせてもらっているが、その際、参加している市町村職員の大体 3 分の 1 は、これまで福祉や税務をやっていて林務は初めてだという方で、例えば林班とか人工林という用語すらままならないといったような状況を目にしている。したがって、市町村の皆様の制度への理解の底上げだけでなく、そもそも森林・林業行政の理解の底上げに相当支援が必要だなといつも感じている。

資料 P27 をご覧ください。地域林政アドバイザー制度である。市町村の実施体制を支援する

べく、この頭書きにあるが、平成 29 年度より林業技術者の活用により市町村の森林・林業行政を支援する体制の構築に取り組んでおり、市町村が地域林政アドバイザーを雇用した場合、その人件費については、特別交付税措置を利用することも可能になっており、市町村財政負担の軽減も講じられている。実際市町村でこの地域林政アドバイザー制度を活用しているところは多く、令和元年度は 120 の市町村、5 つの都道府県で延べ 169 人の地域林政アドバイザーが活動されている。森林環境譲与税が昨年度から譲与されるようになり、臨時職員や嘱託職員といった形で雇用されている事例もあり、先ほど紹介した大館市も森林環境譲与税を活用して専門の職員を雇用されている。

資料 P28 をご覧ください。こちらは業務の一部を委託して進められているということで、市町村の実施体制を補助する取組として委託もだいぶ行われている。こちらは和歌山県の有田川町である。右下に地図があるように、ここは 3 地域が合併したところであり、1 地域は町が直営で意向調査をし、ほかの 2 地域はそれぞれに森林組合がおられるのでその森林組合に委託しているという事例である。こちらは役場の組織体制も充実させて頑張っておられる事例であり、平成 29 年に林務班ができたのだが、そのときは林務の初体験者だけの 2 名だったのが令和元年度には 3 名に増やし、令和 2 年度からは林務課に昇格させて、この 3 名とプラス 1 名専門員の方を雇用して組織体制を充実させて頑張っている事例である。

資料 P29 は島根県の事例である。全都道府県が何らかの市町村支援をしているが、こちらは県と市町村がタッグを組んで新たな支援組織を創設したという事例である。既存の一般社団法人島根県森林協会という組織の中に昨年 4 月に森林経営推進センターを置いたというもの。隠岐の島の 4 町村を除いた本土の 15 市町と県がセンターの運営費としてそれぞれが森林環境譲与税から出し合って、こういった市町村支援に取り組むセンターを作ったという事例である。

資料 P30 は林野庁の支援事例ということで、林野庁も予算事業を行っているという紹介である。我々は年間 100 回ぐらいの説明会に室員を派遣しているがそれ以外にも、こういった予算事業により技術者の養成ということで特に都道府県の出先機関の職員の底上げ、制度の指導力の底上げを行ったりといろいろ取り組んでいる。

最後に紹介させてもらうのが実際の森林整備の「担い手がない」という課題である。これは意向調査を行う前の段階でも聞かれるのだが、意向調査を行った後、経営管理権を設定して、さあ、再委託をするといったときに「担い手がない」と聞く。これも制度そのものの課題と言うよりは従来から市町村が抱えている課題と言える。これに対応している事例ということで、資料 P32 は愛知県岡崎市の事例で、森林環境譲与税を活用して、事業体の育成だけではなく、ボランティア活動をするような方たちも幅広く担い手として育成していくという取組をされている事例である。

最後になるが、制度開始後 1 年経って、工程表通り進んでいる市町村もあれば、そうではないところもあり、課題のレベルの格差もいろいろ目の当たりにしていて、これからどうやって指導・助言をしていこうかと、悩んでいる。地域によって都道府県の出先機関のサポー

トが厚いところ、力量のある・なしといった差や、市町村職員自体がもともと地元の事業体とどれほど情報交換をしているかといった地元事業体との関係性、それと地元事業体自身の力、どのぐらい施業集約化をしてきたか、境界の明確化をしてきたかという経験値、そういった地域の状況によって対応の必要性、どのようなことをしたらいいのかが変わってくる。森林環境譲与税ができた今、金がないというのはできない理由にはなかなかなくて、そして森林経営管理制度というよりも、従来から森林・林業が抱える課題が如実に出てきているなど感じている。そういった中でも、今紹介したように市町村の職員の中にはきらりと輝く方がいて、非常によく頑張ってくれている市町村もある。そういった中で、研究会の皆様におかれては、いろいろ知見があるかと思うし、市町村から相談を受けることもあろうかと思うので、ぜひ市町村のために何らかのサポートをもらえると我々としても大変うれしく、ぜひ市町村の皆さんの後押しの手助けをしてもらえればと切に願っているところである。その際も、ぜひ意向調査について、机上の議論で終わることなくまずはやってみようよと後押ししていただくと大変ありがたい。制度が始まったばかりで先進事例も少なく、不明な点があるかと思う。そういったときには、林野庁の森林集積推進室に聞いてみるといいというような声がけをしてもらえればと思うので、よろしく願いする。以上である。ご清聴ありがとうございました。